平成２４年（フ）第４０５号
静岡市清水区元城町４番27号　白菊荘101号
債務者　窪田　明彦
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２３号
愛知県蒲郡市大塚町下長尾７番地
債務者　酒井　貴枝
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月15日午前11時35分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１６９号
愛知県豊川市東桜木町62番地、従前の住所愛知県豊川市住吉町２丁目105番地
債務者　伊藤　二郎
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１８６号
愛知県豊橋市小松原町字天目山45番地の６
債務者　月岡　紀充
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月29日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１６２号
鹿児島県鹿児島市下田町1763番地　森口病院内、住民票上の住所鹿児島県日置市伊集院町下谷口2160番地
破産者　横山　秀智
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４４４号
奈良県北葛城郡河合町大字川合1146番地
破産者　株式会社山崎管工
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２号
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢883番地
破産者　有限会社矢島組
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２００号
大阪府泉南市馬場２丁目１番15号
破産者　株式会社三輪土木
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２５５号
熊本市中央区帯山３丁目53―32
破産者　株式会社ＹＵＩ
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５８０号
岐阜市加納鉄砲町１丁目４番地１　朝日堂ビル302号室、開始決定時の住所岐阜市六条南３丁目11番５―504号　ラ・ヴィル六条南
破産者　谷口　雅志
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１２０号
岐阜県山県市岩佐1342番地49
破産者　桒原えつ子（旧姓加賀屋）
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２号
京都府相楽郡精華町大字祝園小字畠田４番地の１
破産者　株式会社喜多サルベージ
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２４３号
山口県下関市菊川町大字下岡枝451番地の７
破産者　有限会社のむら
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第３７５号
高知市一宮しなね１丁目９番18号
破産者　章建設有限会社
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第４１６号
埼玉県児玉郡上里町大字藤木戸１番地
破産者　株式会社田島工業
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２０年（フ）第８８０２号
大阪市北区梅田１丁目１番３―Ｂ200号
破産者　三笠フーズ株式会社
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８８０４号
東京都中央区日本橋小伝馬町16番14―403号
破産者　辰之巳株式会社
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４４号
鳥取県鳥取市鹿野町鹿野2447番地１
破産者　有限会社來日屋本店
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８９０号
広島市中区広瀬北町８番14号
破産者　株式会社クロスワード
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部